

観音寺市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年2月24日

観音寺市監査委員 佐 伯 文 男

観音寺市監査委員 大 賀 正 三

平成 2 8 年 度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

観 音 寺 市 監 査 委 員

公の施設の指定管理者（観音寺市豊浜総合体育館） 監査の結果について

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

観音寺市豊浜総合体育館（すぽっシュ TOYOHAMA）

第3 監査の期間

平成29年1月18日から同年2月20日まで

第4 監査の方法

平成28年7月1日から同年12月31日までの当該公の施設の管理にかかる出納その他の事務の執行が、条例及び協定書等に沿って適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として実施した。

監査にあたっては、当該監査対象団体及び所管部局から関係書類の提出を求めるとともに、施設に赴き関係職員から説明を聴取して実施した。

第5 監査対象の概要

- 1 指定管理者 代表団体： 株式会社 コナミスポーツクラブ
構成団体： 株式会社 四国ダイケン
- 2 指定期間 平成28年7月1日から同34年3月31日までの5年9ヶ月間
- 3 所管部局 教育部市民スポーツ課
- 4 市からの管理料 利用料金が指定管理者の収入になるので管理料はない。
- 5 指定管理者の選定方法 公募型プロポーザル
- 6 設置目的 地域住民の体育及びスポーツの振興を図り、福祉及び健康の増進に寄与するため。
- 7 施設の所在地 観音寺市豊浜町和田浜784番地1
- 8 敷地面積 21,800.9㎡
- 9 主要な施設内容 1階 アリーナ、サブアリーナ、温水プール、浴室、更衣室
2階 スタジオ、トレーニング室
- 10 駐車場 195台
- 11 指定管理業務の範囲（協定書第4条で定められている業務）
 - (1) 事業の運営に関する業務
 - (2) 利用の承認をする業務
 - (3) 利用の不承認をする業務
 - (4) 利用承認の取消し等をする業務
 - (5) 体育館及び施設の維持管理に関する業務
 - (6) 利用料金の収受に関する業務
 - (7) 利用料金の減免業務

- (8) 利用料金の還付業務
- (9) その他体育館の管理運営に関し指定管理者が申請し、市が必要と認めた業務

第6 監査の結果

指定管理者及び所管部局の出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されているが、一部について監査委員の意見を付する。

なお、指定管理者及び所管部局が、監査委員の意見について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づきその旨を監査委員に通知されたい。

今後とも法令等を遵守し、より一層厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

第7 意見

1 監査対象団体について

- (1) 小学生向けに長期休業期間中等の体験会の案内を、市教育委員会を通じて市内の各小学校へ配布しているが、配布の依頼は教育委員会宛に文書でされたい。

引き続き施設の設置目的に沿って条例や協定書に則り、地域住民の福祉や健康の増進を図るとともに、当該施設を安定的に管理されるよう望むところである。

2 所管部局について

- (1) 本施設は供用開始から10年以上が経過し、修繕箇所が増加している。協定書の業務仕様書にあるように、修繕費用は市が負担することとなっている。器具や施設の修繕には、特定業者での修繕が多く見受けられるので、最小の経費でより効果的に修繕が実施されるように、事前に指定管理者と協議するとともに、修繕に係る記録も残すようにされたい。
- (2) 施設の管理業務を条例に規定しているが、観音寺市豊浜総合体育館指定管理者協定書に条例と異なる下記のことを規定していた。

- ・事業の運営に関する業務
- ・体育館の管理運営に関し指定管理者が申請し、市が必要と認めた業務

- (3) 利用料金について、条例では「既に納入された利用料金は還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由により総合体育館を利用できないときは、利用料金を還付することができる。」となっているが、指定管理者からの事業計画書では、利用日の前日まではキャンセル返金ができるとなっている。

今後も適切な管理が行われるように、施設の管理状況の把握に十分留意されたい。